

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を
改正する等の法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の
制定に際し、意見公募手続を実施しなかった理由について

令和7年6月20日
厚生労働省

今般制定された、社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和7年政令第223号）は、社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和7年法律第74号。以下「令和7年改正法」という。）の一部の規定が施行されることに伴い、

- ・厚生年金保険法施行令（昭和29年政令第110号）、
- ・国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和61年政令第54号）、
- ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令（平成8年政令第18号）、
- ・北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律施行令（平成14年政令第407号）、
- ・社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令（平成19年政令第347号）、
- ・死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律施行令（平成25年政令第280号）及び
- ・公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成29年政令第28号）

について所要の改正を行うものですが、令和7年改正法の一部の規定の施行に合わせて緊急に命令等を定める必要があるものであり、行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第4項第1号に該当するため、意見公募手続を実施いたしませんでした。

※ 行政手続法（平成5年法律第88号）（抄）

（意見公募手続）

第三十九条 命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案（命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見（情報を含む。以下同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

2・3 （略）

4 次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。

一 公益上、緊急に命令等を定める必要があるため、第一項の規定による手続（以下「意見公募手続」という。）を実施することが困難であるとき。

二～八 （略）

担当：厚生労働省 年金局年金課・国際年金課